

第5章 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

5-1 空家等の流通促進

空家等実態調査結果に基づき、建物の状態や管理状況、立地条件などから、その物件の所有者等に対して、一般の不動産市場や相馬市空き家バンクを通じた空家等の賃貸・売却に向けた働きかけを行います。

また、民間業者が対象範囲外とするような、状態が良好とは言えない建物等についても、相馬市空き家バンクへの登録を通じた流通を図れるよう、その周知に努めます。

また、本市内の空家等に関心がある方への情報発信を強化します。

さらに、空家等の有効活用や流通の促進に資するよう、空家の改修や清掃に関する補助制度および木造住宅の耐震改修補助制度等の周知を図ります。

取組内容	概要
○空き家バンクの認知度向上	・空家の売却や賃貸を希望する物件所有者から申請を受けて登録した空家情報を、空家の購入や賃貸を利用する方へ紹介する「空き家バンク制度」について、広く市民に周知を図ります。
○空き家バンクの利用促進	・空家等所有者意向調査で利活用の意思を示している所有者等や、転居や施設入居により空家等となる場合に対して、空き家バンクへの登録を促します。 ・空家等に関心がある方に情報が届くよう、ホームページだけでなく、各種媒体を使った情報発信を行います。
○空き家改修等支援事業補助金の周知	・市内の空家の有効活用等による空家の解消を図るため、空家の改修や清掃の費用を補助する制度の周知を図ります。
○木造住宅耐震改修補助制度の周知	・空き家を購入し自ら居住する方について、耐震強度が不足している木造住宅の場合、相馬市耐震改修促進計画に基づき、耐震改修を行う当該所有者等へ補助金を交付する制度の周知を図ります。

5-2 新たな利活用方法の検討

利活用が可能な空家等については、住まいとしての流通だけでなく、地域の魅力創出や課題解決に寄与する多様な利活用のあり方を検討していきます。

取組内容	概要
○地域資源としての多様な利活用の検討	・利活用が可能な空家等について、所有者等の合意を得た上で、店舗や事務所、レンタル倉庫、福祉施設、子育て支援施設など、多様な利活用のあり方について検討していきます。 ・空家等の除却跡地についても、地域の賑わいや活性化を視野に入れた利活用のあり方を検討していきます。
○新たなライフスタイルや多様な住まい方に対応した利活用の検討	・働き方改革やコロナ禍を契機として、新しいライフスタイルや多様な住まい方への関心が高まってきており、地方への移住、定住、二地域居住など新たなニーズが顕在化しています。このような機会を捉え、コワーキングスペースやサテライトオフィス、シェアハウスなど時代のニーズに応える空家等の利活用に向けて検討します。